



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*1 和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 1

### ○ 告示

- 129 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 15
- 130 " ( " )..... 15
- 131 農用地利用配分計画の認可 ( " )..... 16
- 132 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)..... 16
- 133 " ( " )..... 17
- 134 道路の区域変更 (道路保全課)..... 17
- 135 道路の供用開始 ( " )..... 17
- 136 海岸法による所有者不明の工作物の措置 (港湾空港振興課)..... 18

### ○ 諸報

平成28年度行政書士試験の合格者 (一般財団法人行政書士試験研究センター)..... 18

## 規 則

### 和歌山県規則第1号

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則(平成12年和歌山県規則第116号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第19条」を「第22条」に、「別記第7号様式」を「別記第11号様式」に、「別記第8号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第14条 条例第23条第2項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民(以下この条において「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- (1) 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- (2) 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- (3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- (4) 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第15条 条例第23条第3項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、県の職員の指導に従わず、又は県の職員による現場の確認等の当該事態に係

る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- (1) 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- (2) 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- (3) 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- (4) 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌等が一定頻度で行われていないことが認められること。
- (5) 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- (6) 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

第9条第1項中「第18条」を「第21条」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項中「第18条」を「第21条」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「第17条」を「第20条」に、「別記第6号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「第14条第1項」を「第17条第1項」に、「別記第5号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「第16条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「第14条第4項」を「第17条第4項」に、「第21条第2項」を「第24条第2項」に、「別記第4号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第7条とする。

第3条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(不妊去勢手術を受けた猫であることを示す措置)

第5条 条例第14条第1項第1号の規定で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- (1) 獣医師が不妊去勢手術を受けた猫であることを示す措置として耳介の一部を切除すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、不妊去勢手術を受けた猫であることを示す措置として知事が適当と認めるもの

(地域猫対策計画の認定申請等)

第6条 条例第15条第1項の認定を受けようとする者は、地域猫対策計画認定申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第15条第1項の認定を受けようとする者が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員であって、地域猫対策を実施しようとするものの氏名及び住所を記載した名簿
- (2) 地域猫対策を行おうとする区域、給餌等に係る場所及び排せつのための施設又は設備を設置しようとする場所を記載した図面並びに猫の捕獲を行おうとする場合にあっては、その捕獲の場所を記載した図面
- (3) 給餌等に係る場所の周辺住民に対して行った地域猫対策計画の説明の内容及び実施結果に関する報告書又は当該地域猫対策計画についての周辺住民の同意書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 条例第15条第5項の認定を受けようとする者は、地域猫対策計画変更認定申請書(別記第5号様式)に前項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて知事に提出しなければならない。

3 条例第15条第5項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 給餌等に係る場所(削減する場合に限る。)
- (2) 地域猫対策の対象とする猫の数(条例第15条第1項の認定に係る地域猫対策計画(同条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る地域猫対策の対象とする猫の数に対する変更により増加する猫の数の割合が2分の1以上であるものを除く。)
- (3) 条例第15条第1項の認定を受けた者の氏名、住所又は電話番号

(4) 条例第15条第1項の認定を受けた者が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員であつて、地域猫対策を実施しようとするものの氏名及び住所を記載した名簿の記載事項

4 条例第15条第6項の規定による届出は地域猫対策計画変更届出書（別記第6号様式）により、同条第7項の規定による届出は地域猫対策計画廃止届出書（別記第7号様式）により行わなければならない。

第2条第1項及び第2項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（飼い猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置）

第2条 条例第10条第1項第1号の規則で定めるものは、所有者の氏名、連絡先等の情報を記した首輪若しくは名札又は所有者を明らかにするための識別番号が記録された省令第15条第2項第3号イに規定するマイクロチップを当該飼い猫に装着することとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別記第3号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に、「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

別記第4号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第4号様式 (第6条関係)

地域猫対策計画認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

( 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 )

電話番号 ( ) -

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、地域猫対策計画の認定を受けたいので、申請します。

地域猫対策計画

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 地域猫対策を行おうとする地域            |   |
| 地域猫対策の対象とする猫の情報           | 詳細は、別紙対象猫リストのとおり  |
| 給餌等の実施方法                  |   |
| 排せつのための施設等の設置場所及び管理方法     |   |
| 捕獲に係る周知及び捕獲の方法            |   |
| 不妊去勢手術を施す猫の所有者がいないことの確認方法 |   |
| 添付書類                      | <input type="checkbox"/> 構成員の氏名及び住所が記載された名簿<br><input type="checkbox"/> 地域猫対策の実施区域、給餌等に係る場所、排せつのための施設等の設置場所又は猫の捕獲場所を記載した図面<br><input type="checkbox"/> 給餌等に係る場所の周辺住民に対して行った地域猫対策計画の説明の内容及び実施結果に関する報告書<br><input type="checkbox"/> 地域猫対策計画についての周辺住民の同意書 (写し)<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

備考 添付した書類の□にレ印を記入してください。



別記第5号様式 (第6条関係)

地域猫対策計画変更認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ( ) -

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 5 項の規定により、地域猫対策計画の変更認定を受けたいので、申請します。

|        |  |
|--------|--|
| 認定番号   | 第 号  |
| 認定日    | 年 月 日  |
| 変更する事項 |  |
| 変更前    |  |
| 変更後    |  |
| 変更予定日  | 年 月 日  |
| 添付書類   | <input type="checkbox"/> 構成員の氏名及び住所が記載された名簿<br><input type="checkbox"/> 地域猫対策の実施区域、給餌等に係る場所、排せつのための施設等の設置場所又は猫の捕獲場所を記載した図面<br><input type="checkbox"/> 給餌等に係る場所の周辺住民に対して行った地域猫対策計画の説明の内容及び実施結果に関する報告書<br><input type="checkbox"/> 地域猫対策計画についての周辺住民の同意書 (写し)<br><input type="checkbox"/> 対象猫リスト (別記第 4 号様式別紙) |

備考 添付した書類の口にレ印を記入してください。

別記第6号様式 (第6条関係)

地域猫対策計画変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

( 法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 )

電話番号 ( ) -

地域猫対策計画を変更したので、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 6 項の規定により届け出ます。

|        |   |
|--------|---|
| 認定番号   | 第 号   |
| 認定日    | 年 月 日   |
| 変更する事項 |   |
| 変更前    |   |
| 変更後    |   |
| 変更予定日  | 年 月 日   |
| 添付書類   | <input type="checkbox"/> 構成員の氏名及び住所が記載された名簿<br><input type="checkbox"/> 地域猫対策の実施区域、給餌等に係る場所、排せつのための施設等の設置場所<br>又は猫の捕獲場所を記載した図面<br><input type="checkbox"/> 対象猫リスト (別記第 4 号様式別紙) |

備考 添付した書類の□にレ印を記入してください。

別記第7号様式 (第6条関係)

地域猫対策計画廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ( ) -

地域猫対策計画を廃止したので、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 7 項の規定により届け出ます。

|      |       |
|------|-------|
| 認定番号 | 第 号   |
| 認定日  | 年 月 日 |
| 廃止日  | 年 月 日 |



別記第8号様式 (第7条関係)

(表面)

8センチメートル

写 真

第 号

立 入 職 員 証 明 書

所 属

氏 名

生年月日            年    月    日

上記の者は、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号）第16条、第17条及び第24条第1項に規定する職員であることを証明する。

年    月    日交付

和歌山県知事 印

6センチメートル

(裏面)

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第16条 知事は、法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは法第33条第1項の規定による立入検査又は第24条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。

（野犬等の収容）

第17条 知事は、野犬(飼い犬以外の犬をいう。以下同じ。)又は第9条の規定に違反してつながれていない飼い犬(以下これらを「野犬等」という。)があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとして追跡中の野犬等がその所有者等又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者等又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 何人も、正当な理由がなく、前項の規定による立入りを拒んではならない。

4 第1項の職員は、第2項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（立入調査等）

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者等その他の関係者（法第10条第1項の登録を受けた者を除く。）に対し、当該動物の飼養又は自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等の実施の状況等について報告を求め、又はその職員に、動物を飼養している場所又は自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等に係る場所その他関係のある場所に立ち入り、その飼養又は自己の所有する猫以外の猫に対する給餌等の状況等について調査させ、若しくは質問させることができる。

2 第17条第4項の規定は、前項の規定による立入調査又は質問を行う場合について準用する。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第8号様式の次に次の4様式を加える。

別記第9号様式 (第9条関係)

動物の返還申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

( 法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 )

電話番号(        )        -

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則第 9 条の規定により、収容された次の動物の返還を申請します。

|             |  |              |       |      |     |
|-------------|--|--------------|-------|------|-----|
| 種 類<br>(品種) |  | 毛 色<br>(体 色) |       | 性 別  | 雄・雌 |
| 名 前         |  | 体 格          | 大・中・小 | 生年月日 |     |
| 備 考         |  |              |       |      |     |

下欄には記入しないこと。

※記録簿 月-No.

|            |       |                 |     |
|------------|-------|-----------------|-----|
| 犬の登録年月日    | 年 月 日 | 犬の登録番号          | 第 号 |
| 狂犬病予防注射年月日 | 年 月 日 | 狂犬病予防注射済票<br>番号 | 第 号 |
| 備 考        |       |                 |     |

別記第10号様式 (第10条関係)

動物の譲渡申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号( ) -

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則第 10 条の規定により、動物の譲渡を申請  
します。

|                |            |                  |
|----------------|------------|------------------|
| 譲渡を希望<br>する動物  | 種 類        |                  |
|                | 性 別        | 雄 ・ 雌            |
|                | その他の希望する事項 |                  |
| 飼 養 の 目 的      |            |                  |
| 飼 養 の 場 所      | 所 在 地      |                  |
|                | 状 況        | 一戸建て・共同住宅・その他( ) |
| 主として世話をする<br>人 | 氏 名        | 年 齢              |

別記第11号様式(第13条関係)



備考

- 1 縦7センチメートル、横7センチメートルとし、丸枠の外径は6センチメートル、内径は5センチメートルとする。
- 2 地色は白、丸枠及び「犬」の文字色は赤、「和歌山県」の文字色は黒とする。

別記第12号様式 (第13条関係)

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 特 定 動 物   |                          |
| この動物は、人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれがある動物であるため、第三者の接触等を禁止します。 |                          |
| 許可年月日   | 年      月      日          |
| 有効期間の末日   | 年      月      日          |
| 許可番号  | 第                      号 |
| 特定動物の種類   |                          |

## 備考

- 1 この標識の大きさは、縦 10 センチメートル以上、横 15 センチメートル以上とすること。
- 2 地色は黄色、文字は黒色とすること。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第4条の規定により交付されている証明書は、この規則による改正後の第7条の規定により交付された証明書とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する改正前の別記第8号様式による標識は、この規則による改正後の別記第12号様式による標識とみなす。

(和歌山県地方機関事務委任規則の一部改正)

5 和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第43号及び第4条の2第3号中「第6条」を「第9条」に改める。

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

6 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年和歌山県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第8条第2項」を「第11条第2項」に改める。

## 告 示

## 和歌山県告示第129号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月13日まで縦覧に供する。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号  | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|---------------|---------------------|
| 平成28年度第114号-1 | 日高郡日高町高家字丁ノ坪449-1   |
| 平成28年度第114号-2 | 日高郡日高町小池字老僧267-2外9筆 |
| 平成28年度第114号-3 | 日高郡日高町小池字ニタ所毛535-1  |

## 和歌山県告示第130号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月13日まで縦覧に供する。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号  | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|---------------|---------------------|
| 平成28年度第115号-1 | 和歌山市神前字馬乗免539-1外1筆  |
| 平成28年度第115号-2 | 和歌山市楠本字東浦313外1筆     |
| 平成28年度第115号-3 | 和歌山市新庄字高落50-2外3筆    |
| 平成28年度第115号-4 | 和歌山市和田字桑ノ本1297外11筆  |
| 平成28年度第115号-5 | 和歌山市岩橋字宇田1173-2外1筆  |

## 和歌山県告示第131号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年1月20日に認可した。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号  | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番     |
|---------------|-------------------------|
| 平成28年度第102号   | 伊都郡九度山町九度山字岸ノ浦361       |
| 平成28年度第103号   | 紀の川市嶋字四丁81外2筆           |
| 平成28年度第104号   | 日高郡由良町衣奈字大嶋1049-224外2筆  |
| 平成28年度第105号-1 | 日高郡みなべ町滝字上西又1828        |
| 平成28年度第105号-2 | 日高郡みなべ町気佐藤字上川原551-3     |
| 平成28年度第105号-3 | 日高郡みなべ町谷口字婦どう8-4        |
| 平成28年度第106号-1 | 伊都郡かつらぎ町三谷字柳原1704-1     |
| 平成28年度第106号-2 | 伊都郡かつらぎ町三谷字瀧ノ口751外2筆    |
| 平成28年度第106号-3 | 伊都郡かつらぎ町西渋田字廣見谷409-1外1筆 |
| 平成28年度第107号   | 岩出市根来字大坪739             |

## 和歌山県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計



画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第133号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第134号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

| 区 間                       | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|---------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡由良町大字神谷字重山46<br>5番10地内 | 旧    | 4.38<br>}<br>5.43    | 126.18      |     |
| 同上                        | 新    | 5.39<br>}<br>32.32   | 126.18      |     |

**和歌山県告示第135号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字神谷字重山465番10地内

供用開始の期日 平成29年1月31日

和歌山県告示第136号

海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第12条第4項の規定に基づき、海岸管理上支障がある所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。

なお、平成29年和歌山県告示第90号(海岸法による所有者不明の工作物の措置)は、廃止する。

平成29年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工作物の所在及び種類等

(1) 所在

西牟婁郡白浜町字瓜切2927番111地先

(2) 種類

架線(ワイヤー・全長約10メートル)及びその固定金具

2 所有者等の行うべき措置

当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、西牟婁振興局建設部に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該工作物を除却すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該工作物を除却するものとする。

なお、除却後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第10項の規定に基づき、当該除却に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁振興局建設部用地・管理課(電話番号 0739-26-7949)

諸 報

公 告

平成28年11月13日に実施した平成28年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成29年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯部 力

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910027 5910039 5910048 5910050 5910051 5910055 5910060 5910077 5910087 5910098

5910110 5910121 5910130 5910132 5910138 5910141 5910154 5910155 5910163 5910195

5910227 5910278